

「はい、こちら企業の労働110番です」。

4月、多くの職場が新しい顔を迎える活気づく季節。そんな時に盛り下げるつもりは毛頭ないですが、しばらくして、「4月1日に入

# 名北協会相談員日誌 149 さちかの企業の労働110番です



加藤社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員

社会保険労務士 加藤正人

## 就業規則でしっかりリスク管理を

に1週間ほどはすぐ経ってしまうでしょう。しかしそれが2週間ともなると、このままにしておけない……という事態になります。仕事が合わなかつたのか、人間関係に問題があつたか、あるいは何か体

に不調をきたしたか、元から状態が良くなかったか――。

考えても、直接本人から聞けなければ分かりません。ただ、どこで線を引けばよいのか、といふ疑問が湧いてきます。

まずは、そんなときは会社の就業規則を確認します。

無断欠勤についての記載があるのではないか……といったご相談を受けることがあります。

社した社員が1週間前から出勤してこない……といった先に「なぜ? 何があつた?」と戸惑っているうち大変な準備をして迎え入れたわけですから、まず真っ先に「なぜ? 何があつた?」と戸惑っているう

わないといけないということはありません。

普通解雇にする場合でも、

30日前の告知や予告手当の問題が発生し会社としての考慮や負担が増えますから、解雇として処理しなくとも構いません。

ただその場合、就業規則の「懲戒」や「解雇」の項



す。したがって入社の際の「身元保証人」届出の規定を定め、緊急の連絡先を明確にしておくようにします。これがもし、連絡がつく場合が体調不良の主張がある場合には、同じく就業規則に沿つて、一定以上の日数の欠勤が伴う場合には診断書の提出を求めることになるでしょう。ですが、まずは面談を申し入れ会社に来られないのであれば、自宅を訪ねるなどして状態を確認しつつ、何よりも継続の意思の確認が必要です。仕事内容や職場環境が思つたのと違つた等、迷いを生じているのであれば、退職の方向で話し合うことになります。

雇用責任とは言いますが、労働者にも労働契約に課せられた義務がありますから、それが果たせない場合労働契約は成立しません。会社も無理に働いてもらいたいわけではありませんね。お互いが権利と義務を負つてることの確認も必要となります。

イラスト・木村武司

す。したがって入社の際の「身元保証人」届出の規定を定め、緊急の連絡先を明確にしておくようにします。

これも、連絡がつく場合が体調不良の主張がある場合には、同じく就業規則に沿つて、一定以上の日数の欠勤が伴う場合には診断書の提出を求めることになるでしょう。ですが、まずは面談を申し入れ会社に来られないのであれば、自宅を訪ねるなどして状態を確認しつつ、何よりも継続の意思の確認が必要です。仕事内容や職場環境が思つたのと違つた等、迷いを生じているのであれば、退職の方向で話し合うことになります。

雇用責任とは言いますが、労働者にも労働契約に課せられた義務がありますから、それが果たせない場合労働契約は成立しません。会社も無理に働いてもらいたいわけではありませんね。お互いが権利と義務を負つて

あります。もし、就業意思があるのにもかかわらず体調がすぐれず労働契約の義務を果たせなければ、就業規則に記載の「休職」の手続によつて回復を待ちます。規定された期間内に職場復帰が出来ない場合には、やむを得ず自然退職とせざるを得ません。なにも体に無理をしてその仕事に固執する必要はありませんし、何よりも労働者には従業員に対する「安全配慮義務」がありますから、しっかりと個々人の健康等を確認して、適切に対応することが大切です。

期待して採用したのだけど、残念ながら求めるパフォーマンスが得られない、という場合がままあります。そうなる前に、御社の「就業規則」は万全でしょうか。楽しい話ではありませんが、いざというときのリスク管理は労務管理において必要不可欠。今一度しっかりと確認しておくことをおススメします。